

平成16年度 国立大学法人東北大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1・豊かな教養と人間性を備え、「科学する心」を持って知的探求を行うことができる人材を養成するために、主として学士課程1年次から2年次に、教養教育に当たる全学教育（共通基盤教育）の充実を図る。

16年度は、全学教育審議会において現行カリキュラムの点検と見直しを行い、新カリキュラム（案）を策定する。

- 2・実践的な外国語教育や情報教育の充実、グローバル化社会への適応力を修得できるカリキュラムの拡充・改善を図る。

16年度は、全学教育審議会において、現行カリキュラムと授業内容の見直しを行い、新しい教育実施体制の検討、及びCALL(Computer Assisted Language Learning)システムにおける教材の充実を図りつつ、情報教育用システムの全面更新（案）を策定する。

- 3・学問全般に対する興味あるいは専門教育への意欲の喚起、大学院レベルの高度な研究成果を全学教育に反映するため、研究科・研究所等のすべての部局が参加する「少人数教育・基礎ゼミ」を充実させる。

16年度は、全学教育審議会等と各部局が連携・協力して、開講するゼミ等の内容、対象等を審議し、準備状況に応じて速やかに実施する。

専門教育に関する具体的目標の設定

【学士課程教育】

- 4・課題の迅速な把握、自らの見解を論理的思考に基づいて正確に表現できる能力を養うために、基礎的な専門知識や外国語の修得、情報を効果的に活用する能力の向上に重点を置いた教育カリキュラムを充実させる。

16年度は、各学部において、専門教育のカリキュラムを検討する。

- 5・大学院課程進学に必要な学力を修得できるようカリキュラムの充実と改善を図る。

16年度は、各学部において、基礎的専門知識の確実な修得と実践力の養成という観点から、必要に応じて改善案を策定する。

【大学院課程教育】

- 6・国内外から集まる優秀な学生・社会人を対象として、学際領域を含む多様な課題の把握と課題解決に必要な手法の開拓を実践できる能力を持つ人材を養成するために、高度な専門的知識を修得させる教育カリキュラムの充実を図る。

16年度は、各研究科において、問題発見と問題解決の実践能力の涵養という観点から、必要に応じて改善案を策定する。

- 7・自らの問題意識に基づいて新たな課題を設定し、その解決を目指す研究計画の立案・実施・総括のできる人材及び知の継承と発展を担い得る世界的リーダーを養成できる柔軟かつ高度な大学院教育システムの充実を図る。

16年度は、各研究科において、大学院生の修士論文、博士論文作成の指導過程等を通じた、新たな課題設定やその解決を目指す取り組みに関する学生指導方法等を検討し、必要な準備等を行う。

8・法科大学院・公共政策大学院等の専門職大学院において、社会の多様な変化に対応できる高度専門職業人の養成を行う。

16年度は、法科大学院及び公共政策大学院を設置し、活動を開始する。

卒業後の進路等に関する具体的方策

9・就職情報・大学院情報のデータベース化等により、広くきめ細かい就職・進路に関する情報提供を推進する。

16年度は、学務審議会等と各部局が連携・協力して、進路情報のデータベース化に関する検討を行い、必要な準備等を行う。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

10・在学生、学部卒業生、大学院博士課程前期2年の課程（修士課程）及び後期3年の課程（博士課程）修了生に対する教育目標達成度の調査を実施する仕組みの充実を図る。その分析に基づく評価結果を教育システムやカリキュラム改善に反映させるように努める。

16年度は、学務審議会等と各部局が連携・協力して、各学部及び各研究科における、卒業・修了者の追跡調査項目や実施方法等を検討し、必要な準備等を行う。

11・大学に対する社会の要請を把握するために、卒業生の15%程度について、就職先企業等に対して適宜調査を行う。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、卒業・修了者の追跡調査項目や実施方法等に関する基本方針を策定する。

（2）教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

12・アドミッション・ポリシーの整備と明確化、評価・分析に基づく改善を行うとともに、多様な媒体を通して本学のアドミッション・ポリシーを周知するための広報活動体制を整える。

16年度は、入学試験研究委員会において、これまでの評価・分析に基づくアドミッション・ポリシーの点検整備体制を検討し、必要に応じてアドミッション・ポリシーの改善案を策定する。それに基づいて必要な準備等を行い、広報活動を進める。

【学士課程教育】

13・近年の高校教育の変化、入学者の多様化に対応できるように、全学部の入学基準、卒業基準、教育カリキュラムの見直しを図る。

16年度は、入学試験研究委員会において、高等学校学習指導要領の改訂に伴う平成15年度以降の高等教育の内容及び実態を把握し、その結果を踏まえ、全学教育審議会及び各学部は、平成18年度以降の学士課程教育カリキュラムを検討する。

14・アドミッション・ポリシーの一層の明確化・具体化を図るため、全学共通及び各学部等のアドミッション・ポリシーが本学の理念を的確に反映したものであるか、入学者選抜の方式として適切に具体化されているかについて、点検・整備に努める。

16年度は、入学試験研究委員会において、これまでの評価・分析に基づくアドミッション・

ポリシーの点検整備体制を検討し、必要に応じてアドミッション・ポリシーの改善案を策定する。それに基づいて必要な準備等を行い、広報活動を進める。

15・アドミッションセンターを中心に、高校以下の教育の状況、教育課程の変化等に対応できるように入学者選抜にかかわるデータベースの整備を進め、選抜方法区分による入学者の状況を平成17年度の開始を目標に毎年入学者の5%程度について適宜追跡調査し、分析する。

16年度は、アドミッションセンターにおいて、追跡調査の項目を検討して実施体制、データベースシステムの仕様等の検討を行い、必要な準備等を行う。

16・高校生・予備校生・社会人等に、本学のアドミッション・ポリシー、教育研究活動及び社会貢献に関する情報を効果的に伝えるため、広報誌、ホームページ等による広報活動の充実に努める。

16年度は、入学試験研究委員会において、広報体制を検討し、必要な準備等を行い、広報活動を行う。

17・奨学金制度や外国留学に対する学費援助、諸外国の教育機会の情報紹介、本学の教育研究の画期的な成果等、本学の特徴を高校生や予備校生等に周知する。

16年度は、入学試験研究委員会において、広報体制を検討し、必要な準備等を行い、広報活動を行う。

【大学院課程教育】

18・国内外から、多様な資質、多様な学習歴を持つ学生を選抜するために、博士課程前期2年の課程（修士課程）、後期3年の課程（博士課程）の選抜方法を検討するとともに、合否判定の一層の客観性、公平性の確保できるように、入学基準を明確にする。

16年度は、各研究科においてアドミッション・ポリシーを策定するとともに、選抜方法と入学基準の見直しを行い、募集要項等に反映させるために必要な準備等を行う。

19・志願者、入学者に国内外の他大学出身者が増加していることから、学部専門教育と大学院教育を円滑に接続する教育カリキュラムを検討し、整備する。

16年度は、各研究科において、大学院学生が各学部の専門教育科目を履修できるよう検討するとともに、既修得を前提とする（又は既修得であることが望ましい）学部専門教育科目一覧の作成等の必要な準備を行う。

20・優秀な外国人学生等の大学院への入学を促進するために、本学が外国の大学との間で相互に設置しているリエゾンオフィス等を通して、人材確保のための積極的な広報活動に努める。

16年度は、各研究科において、外国語版の募集要項及び研究科案内等について検討し、必要な準備を行う。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

【学士課程教育】

21・実践的・外国語教育、情報技術を効果的に活用する能力向上に対応できるカリキュラムを編成する。

16年度は、全学教育審議会を中心に、現行カリキュラムと授業内容の見直しを行い、必要に応じて改善案を策定する。

22・学問的・社会的な必要性や時代のニーズを踏まえ、高校教育・学部専門教育及び大学院教育

との連携を考慮し、理工系・生命科学系・人文社会科学系の学生に共通で必須な基盤科目を充実する。

16年度は、全学教育審議会を中心に、現行カリキュラムと授業内容の見直しを行い、必要に応じて改善案を策定する。

23・多様な学術領域を網羅する豊富な視野を修得させるため、全学教育審議会が責任を持ってカリキュラム編成を行う。

16年度は、全学教育審議会において、現行カリキュラムと授業内容の見直しを行い、多様な学術領域を包含する新しい教育実施体制に関する基本方針を策定する。

【グローバル化への対応】

24・実践的外国語教育は、CALL(Computer Assisted Language Learning)システムの活用を図り、TOEFL、TOEIC等の国際的に通用する評価基準を重視するとともに、必要に応じて実践英語教育をアウトソーシングすることを検討する。

16年度は、全学教育審議会において、CALLシステムを活用した実践外国語の現行カリキュラムについて検討し、必要に応じて改善案を策定する。

25・短期留学生と日本人学部学生の英語による合同授業の実施や、長期留学生と日本人学生の共通授業の充実を図る。

16年度は、各学部において、当該合同授業に適した短期留学生向け科目を選定するとともに、本学日本人学生に対する適切な単位認定方法等の教務的事項、共通授業の実施体制等を検討する。

26・留学生に対する日本語論文の指導、多様なニーズに対応できる新しい日本語教育プログラムの開発等、留学生の日本語教育の充実を図るとともに、英語による試験・授業・研究指導の拡大を図る。

16年度は、各学部・各研究科において、留学生に対する日本語教育及び英語による教育と研究指導の実施体制について検討する。

27・必要に応じて、専門分野の英語指導を行うとともに、英語による講義のみで大学院修了に必要な単位を確保できる制度を整備する。

16年度は、各研究科において、専門分野の英語指導の強化を図るための教育体制について検討し、基本方針を策定する。

28・グローバルな視点に立つ倫理観を修得させるため、専門課程教育におけるカリキュラムを充実する。

16年度は、各学部・各研究科において、科学者倫理や専門分野の職業倫理を涵養するための授業内容の充実について検討する。

【教育・学習支援の充実】

29・全学教育のティーチング・アシスタント(TA)制度、TAの研修制度及びその評価システムを平成18年度を目標に整備を図る。

16年度は、全学教育審議会において、TAの配置を要する科目と必要人員をとりまとめ、配置される科目の特性を勘案した各研究科の分担概数等の算定を行い、全学教育におけるTA制度の実施に関する基本方針を策定する。

30・「門戸開放」の理念推進に伴う多様な学生の入学に対応するため、学生が十分な修学ができない場合には、カウンセリング指導教員による個別指導を行う。

16年度は、各学部・各研究科において、修学相談教員とオフィスアワーの充実及び学生相談所との連携・分担体制について検討し、必要な準備等を行う。

【教育課程の相互交流】

31・学科・学部の枠を超えた聴講と単位互換等の教育課程の柔軟性を高めるとともに、意欲のある学生には弾力的に大学院修士課程の授業を聴講させ、単位認定できるようなシステムを整備する。

16年度は、学務審議会において、学部学生が他学科・他学部の科目を受講して単位を修得する際の全学的ルール、及び学部学生が大学院修士課程の科目を受講して単位を修得する際の全学的ルールを検討し、基本方針を策定する。

【大学院課程及び専門職大学院教育】

32・第一線の研究を推進する教員による最高水準の先端的教育を行い、教員と学生の双方向の議論を活性化するために、研究科間の連携を密にして、カリキュラムの相互調整、単位互換等を進める。

16年度は、学務審議会において、大学院学生が他の専攻・他の研究科の科目を受講して単位を修得する際の全学的ルールを検討し、策定する。また、複数の研究科間でカリキュラムの相互調整を行う場合の全学的ルールを検討し、基本方針を策定する。

33・法科大学院・公共政策大学院等の専門職大学院においては、「研究者」教員による高度の理論教育を行うとともに、相当数の「実務家」教員を任用して、実践を重視した授業を展開する。

16年度は、法科大学院及び公共政策大学院に相当数の実務家教員を任用し、実務家教員による教育を実施するとともに、他の研究科においても、理論と実務の高度なバランスを求められる教育科目に関しては、実務家教員の任用について積極的に検討し、必要な準備等を行う。

教育方法（授業形態、学習指導法等）に関する具体的方策

34・学生が関心を持ち理解できる授業を実現するため、講義・演習・実験・フィールドワーク等の多様な授業形態を設定する。

16年度は、各部局は必要に応じ、多様な授業形態、学習指導法等をいっそう充実させるため、現行教務制度上、安全上の問題点等を整理した上で、必要な準備等を行う。

35・各種視聴覚機器の利用やコンピュータ等のメディアを利用した教育環境を充実させるとともに、情報リテラシー教育、情報倫理教育等を全学的に実施する。

16年度は、各部局は、教育の情報化に必要な教室内情報インフラの整備計画及び全学教育の情報教育について、平成18年度以降の教育内容と授業実施体制を含め検討し、基本方針を策定するとともに、必要に応じて、全学教育の情報教育に接続する学部専門教育科目について検討する。

36・教員研修（ファカルティーデベロップメント）の中心的な課題として授業方法等の改善に取り組む。

16年度は、全学教育審議会及び学務審議会は、教育技術の向上を目指す研修プログラムを企画立案し、必要な準備等を行う。

37・ISTUの大学院講義を活用したカリキュラムの整備に努める。

16年度は、各研究科において、ISTUに蓄積されるべき講義科目を選定する。

38・大学院では、国内外の企業や研究機関に短期間赴き、研修等を行うインターンシップ制度の充実を図る。

16年度は、各研究科は必要に応じて、インターンシップ制度による研修の教務上の取扱いに関する基本方針を策定、受入先（候補）へ依頼等の必要な準備等を行う。

39・指導法の改善を図るために、各部局単位や全学レベルで学生の授業評価を参考に、授業改善のシステムの確立を図る。

16年度は、全学教育審議会及び学務審議会は、「教育技術の向上を目指す研修プログラム」を企画立案する。また、各部局も積極的に各部局の実情に沿った研修プログラムを検討し、必要な準備等を行う。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

40・学生の理解度、応用力等の項目別にきめ細かな成績評価を行うため、厳正かつ公平な成績評価基準を整備し、公表する。

16年度は、評価分析室において、評価項目（大項目）と成績評価に当たっての基本方針を策定する。

41・学生の多様なニーズに適応し得る柔軟なカリキュラムを編成し、成績優秀な学生の期間短縮卒業や他学部の基礎専門教育科目を全学教育科目として聴講できるようにする。

16年度は、当該部局において、早期卒業制度に関する規程や手続きを整備するとともに、部局からの提案に基づき、全学教育審議会において、学生が他学部の専門教育科目を全学教育科目として履修する際の手続きに関する基本方針を策定し、必要な準備等を行う。

42・平成18年度を目標に、TOEFL、TOEIC等の国際的に通用する検定試験において一定以上の得点を得た学生に対しては、相応の単位を認定する制度の整備に全学的に努める。

16年度は、全学教育審議会を中心に、外国語検定試験等による単位認定制度（現行）の拡充について検討し、基本方針を策定する。

（3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教育力の強化と学内教育資源の活用に関する具体的方策

43・学士課程教育の改善のため、「大学教育研究センター」の整備充実を図る。

16年度は、全学教育審議会及び教育基盤施設群運営委員会を中心として、大学教育研究センターの組織構成と配置職員数等の整備充実計画を策定する。必要に応じて、実施可能な範囲について着手する。

44・学部・研究科と研究所等との連携により、教育力の強化を図る。

16年度は、関係する学部、研究科及び研究所等において、連携のための全学的ルール等を検討する。

45・多様な人材による先端的かつ広範囲な高等教育を実践するため、優れた人材を国内外から教員として受け入れる。

16年度は、各部局において、学術領域の特徴に配慮しつつ新たに開講する講義科目の内容、対象等を審議するとともに、それに必要な人材確保に関する基本方針を策定する。

46・優秀な大学院生を TA として採用し、教育研修を受講させる。

16年度は、全学教育審議会等と各部局が連携・協力して作業部会等を設置し、TA の配置を要する科目と配置人員数等を算定するとともに、他部局からの TA の配置に関する全学的ルールを策定する。

47・教育に対する責任体制を明確にするため、教育研究を主とする教員と管理運営に携わる教員等の適切な役割分担の工夫に努める。

16年度は、役員会等と各部局が連携・協力して、管理運営に携わる教員の職務内容、任用基準等を明確にし適切な役割分担・配置数等の基本方針を策定する。

48・効果的・効率的な教育研究体制の実現のため、一定期間、教育あるいは研究のいずれかに重点を置くなど、教員間の分業体制の工夫に努める。

16年度は、役員会等と各部局が連携・協力して、適切な分業体制の基本方針を策定する。

49・ジェンダー教育体制の充実のため、東北大学男女共同参画奨励賞（沢柳賞）を活用するとともに、全学教育などにおける「ジェンダー学」の積極的導入、国内外の研究機関・地方公共団体等との連携を図る。

16年度は、全学教育審議会及び学務審議会は、「ジェンダー学」に関する講義内容のいっそうの充実を図るため、講義内容等を審議・決定し、担当教員の確保等の必要な準備を行う。

50・講義等の教育活動で高い評価を受けた教職員の顕彰制度（総長教育賞）等を整備する。

16年度は、総長教育賞及び全学教育貢献賞について、内容の充実を図るとともに、受賞者がインセンティブを感じるような具体的な措置について検討する。また、各部局において、教育活動に対する部局独自の顕彰制度等を検討する。

高度情報型教育システムの実現に関する具体的方策

51・学際的な科学技術の進展、学生の多様化による補習的な教育の必要性、遠隔地からの即時的な学習要求等に柔軟に対応するため、IT技術、新しいメディアを活用した教育方法（高度情報型の教育システム）の工夫に努める。

16年度は、各部局は、教育情報学研究部の ISTU 支援室と連携・協力して、具体的な教育方法等を検討する。

52・ISTU の実践を始めとする、講義科目の電子情報化・授業方法の改善等を積極的に行い、社会人もアクセス可能なインターネットによる講義を充実させる。

16年度は、各部局は、教育情報学研究部の ISTU 支援室と連携・協力して、電子化する講義の内容を含む具体的な教育方法等を検討する。

53・図書館機能の拡充を図るために、開館時間の延長、学生用図書の本数の整備、学習支援情報のデジタル化、情報リテラシー教育の支援、情報検索システムの整備を図る。

16年度は、附属図書館商議会及び各部局において、学生用図書の本数の充実を中心とした図書館機能の充実を図るとともに、学習支援情報のデジタル化や学術情報の取り扱いに必要な情報リテラシー教育に関する基本方針を策定する。

54・遠隔講義・少人数講義に対応する施設の整備を図る。

16年度は、各部局において、開講する遠隔講義・少人数講義等の内容、対象等を審議すると

ともに、施設整備計画を含む必要な準備等を行う。

55・学生に対する修学上のサービス向上のために、学内の学務事務システムを統合し、事務情報処理環境の一元化を図る。

16年度は、教務情報システム運営委員会に作業部会等を設置し、具体的方策を審議するとともに、必要な準備等を行う。

授業評価、学習評価の技術的向上と結果の活用に関する具体的方策

56・学生の学習到達度を適正に測定するため、教員研修等を通じて、教員の適切な評価方法の改善に努める。

16年度は、評価分析室において、教員研修等の実施体制と適切な評価方法に関する基本方針を策定するとともに、一部試行する。試行結果に基づき、必要に応じて研修内容に反映させる。

57・必要に応じて学生等による授業評価を導入し、学部長・研究科長等は、その結果を授業担当教員にフィードバックする。

16年度は、各部局は、学生による授業評価の実施方法に関する基本方針を策定するとともに、一部試行する。また、評価の取りまとめとそのデータベース化、さらには教員に対するフィードバックの方策を検討する。

58・不適切な教育指導、学生の学習不足等が生じないように、各部局は教員の教育活動、学生の学習到達度について、自己点検、学生の授業評価、学内外者による評価等を積極的に行う。

16年度は、各部局は、学生指導の内容等を審議するとともに、教育体制を整備して、学内外者による評価を行うための方策を検討する。

59・外部評価、自己評価の結果を踏まえ、各部局は教育の実施体制の改善を図る。

16年度は、各部局において、これまでの外部評価・自己評価の結果に基づいて教育の実施体制を改善するための具体的な施策について審議するとともに、必要な準備等を行う。

教材、学習指導法等に関する研究開発及び教員研修に関する具体的方策

60・教育能力向上のために、ITの多様な利用法を含む教員研修を企画・実施する。

16年度は、全学教育審議会及び学務審議会は、多様なIT活用について審議するとともに、必要な準備等を行う。

61・教員研修の内容充実のため、模範授業についての研究会への教員の参加を促すとともに、定期的に相互に授業参観する等の工夫に努める。

16年度は、各部局は、模範授業や相互授業参観等の内容、対象等を審議するとともに、必要な準備等を行う。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

62・仙台地区・東北地区の大学間における単位互換制度の充実を図る。

16年度は、全学教育審議会等と各部局が連携・協力して、単位互換を実施する科目を審議するとともに、必要な準備等を行う。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

63・学部教育と大学院教育の連続性や学際的な素養、グローバルな視点に立つ倫理観の養成に必要なカリキュラムを編成するため、学部と研究科の連携教育体制を整備する。

16年度は、各部署は、必要に応じ開講する連携カリキュラムの内容、対象等を審議するとともに、必要な準備等を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

64・教員と学生との対話機会を増やし、きめ細かい履修指導や進路指導を行うための「指導教員制」を整える。

16年度は、各学部は、教員と学生との対話を充実させるための方策を検討するとともに、必要な準備等を行う。

65・学習面に関するアドバイザー制・チューター制・TA制度を充実させる。

16年度は、各学部は、アドバイザー等の活動内容、対象等を審議するとともに、必要な準備等を行う。

66・学生に対する支援相談のための適切な人材確保に努める。

16年度は、各学部は学生相談所と連携して、支援相談等の内容、学生相談所との役割分担等を審議するとともに、必要な準備等を行う。

67・学生がインターネットで相談できるシステムの構築を進める。

16年度は、学生相談所等と各部署が連携・協力して作業部会等を設置し、インターネットで相談できる内容、学生相談所と各部署との役割分担等を審議するとともに、必要な準備等を行う。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策

68・学生の心身の健康に関して、大学病院と連携しつつ保健管理センター、学生相談所等が行う各種の事業やプログラムへの支援体制の充実を図る。

16年度は、保健管理センター及び学生相談所等が連携・協力し、支援体制の充実について検討するとともに、必要な準備等を行う。

69・学生の修学相談、進路相談、自己形成過程における、いわゆる「落ち込み」に対する支援を行う。

16年度は、学生相談所を中心に各部署が連携・協力し、全学的理解を得て、いわゆる「落ち込み」を含む適応上の問題を抱えた学生に対する支援体制の充実を図る。

70・各種生活相談等に関しては、学生相談所が中心となって支援プログラムを展開し、関係各部署はこれに協力する。これらの支援活動は、予防という観点からも一層の充実を図る。

16年度は、学生相談所を中心に各部署が連携・協力し、全学的理解を得て、各種学生相談に関する支援プログラムの充実を図る。

71・セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメントに関する相談は、予防の観点からも全学的協力体制を更に充実させる。

16年度は、セクシュアルハラスメント防止委員会等と各部署が連携・協力して、全学的協力体制構築のための基本方針等を審議するとともに、必要な準備等を行う。

72・学生の社会性を涵養するために、学友会文化部・体育部を中心とした部活動の一層の発展を

図る。

16年度は、学生生活協議会等は、学友会等の部活動に関する諸ルールの見直しと体制の整備について検討する。

経済的支援に関する具体的方策

73・優秀な人材の確保のために、授業料支援等の特別優待生制度を創設する。

16年度は、学生生活協議会等は、授業料支援等の内容、対象を審議するとともに、必要な準備等を行う。

社会人・留学生等に対する配慮

74・社会人を対象とするリカレント教育、生涯学習等の持続的学習の場を提供するプログラムの整備を進める。

16年度は、各部局等は、開講するリカレント教育、生涯学習等の内容、対象を審議するとともに、必要な準備等を行う。取りまとめは、教育・学生支援部が行う。

75・留学生へのサービスの充実や国際交流を促進するために、全学の国際交流事業の推進・支援を行う中核組織として、国際交流センター機能を整備する。

16年度は、国際交流企画室等は、国際交流部の機能の整備について審議するとともに、必要な準備等を行う。

76・留学生を含む、多様な学生の学力・関心の変動、進路に対応した教育プログラムの充実を図る。

16年度は、各部局は、国際交流企画室と連携して留学生への教育プログラム等の内容、対象等を検討するとともに、必要な準備等を行う。

77・留学希望者の本学への応募について、来日・入学等の諸手続きが円滑に進むような全学的な支援体制を整える。

16年度は、各部局は、国際交流企画室と連携して留学生の諸手続きが円滑に行われるための方策を検討するとともに、必要な準備等を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

78・総合大学として学術研究活動を展開するにあたり、大学院研究科・研究部は、大学院教育に関連する専門分野の学術研究を推進し、成果の創出とこれを取り入れた高度専門教育による人材育成を目指す。附置研究所等は、学術研究の重要性を基に定められた設置の主旨に沿って高度研究を推進して成果を創出するとともに、互いに連携してプロジェクト等を積極的に展開し、新たな学術領域の開拓と進展を図る。学内共同教育研究施設は、教育研究、成果の社会還元、大学の安全・リスク管理等、大学の使命達成に必要な全学に共通の重要なミッションを持ち、全国、学内、地域等多様な運用形態で教育研究活動を推進する。

16年度は、各部局は、学術領域の特性に配慮しつつ専門分野における具体的な研究推進計画、成果報告の明示を含め審査すべき研究水準、対象等に関する基本方針を策定する。

79・各教育研究組織はその設置主旨の下に、教員の自由な発想と独創性に基づく研究を活発かつ継続的に推進する。学長をはじめ役員会等は、客観的な評価に基づく運営方針に沿って、組織・

運営の見直しや改組・新設等を図るとともに、大学として高い実績を有する高度基礎研究を支援し、組織の長と連携してさらに卓越した成果を得ることができるよう、管理運営や施設・設備の整備に努める。

16年度は、各部局は、高度基礎研究等の内容、対象等を明確にする。また、評価分析室等の調査結果に基づいて、役員会は各部局の意見を聴取し、学術領域の特性に配慮しつつ研究支援の観点から組織・運営を見直すとともに、卓越した成果を得るための施設・設備の整備計画等を策定する。

80・人類社会が直面する重要課題の解決に役立つ社会・人間科学、医療・生命、食、情報通信、物質・材料、エネルギー・環境等に関する領域横断的課題を研究するため、柔軟かつ機動的な研究体制の充実に努め、新たな学術領域の創出を図る。

16年度は、研究推進審議会等と各部局が連携・協力して、領域横断的研究等の内容、対象等を審議する。研究戦略室はその結果をもとに具体案を企画し、役員会に提案する。

81・包括的研究協力のシステム等を整備して、公正なルールの下に本学内外の組織との共同研究を推進し、学術研究の動向や社会ニーズに応じた柔軟かつ機動的な研究プロジェクトの推進を図る。

16年度は、研究推進部を中心に、包括的研究協力システム等による研究体制を策定し、研究推進審議会の議を経て全学的ルールを検討し、基本方針を策定する。

82・本学の基礎・応用研究の中から学外の評価に基づいて拠点候補に認定されたプロジェクト研究を強化し、国際研究拠点機能の一層の充実に努める。

16年度は、研究推進審議会の議を経て、国際研究拠点等の対象等を定め、役員会はその充実支援を図るとともに、必要な準備等を行う。

83・研究成果の産業化を目指す開発研究を重点的に行うセンター、寄附講座・部門の設置を進め、リエゾン機能の支援の下に応用研究を推進する。

16年度は、役員会は、研究成果の産業化を目指す開発研究を重点的に行うセンター、寄附講座・部門等の設置を支援するとともに、新たな整備計画を策定する。

大学として重点的に取り組む領域

84・21世紀COEプログラム等、実績と組織編成構想に基づいて評価認定された基礎的研究領域の研究推進と組織構築を重点的に行う。

16年度は、研究推進審議会、研究推進部等と各部局が連携して、重点的研究領域の組織構築に関する基本方針を策定する。

85・未来情報産業創生等、本学の研究成果を踏まえ産業界が特に期待し大型研究資金が投入されるような研究課題とその展開をより積極的に推進する。

16年度は、役員会は、各部局と連携・協力して、大型研究資金の投入が必要なプロジェクト等の選定を行い、推進を図る。

86・知的クラスター計画等、学外の評価により、本学の地域貢献への適格性が明らかとなった研究課題とその展開を推進する。

16年度は、研究推進審議会、NICHe等と関係部局が連携・協力して、当該研究課題実施組織への資源の重点配分等に関する基本方針を策定する。

87・学術領域の変化等に対応する大学教育システムの開発に関する研究を展開する。

16年度は、研究推進審議会と学務審議会は連携・協力して作業部会等を設置し、大学教育システムの開発に関する研究組織の規模や開発期間等の基本方針を策定する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

88・国内及び国際学術会議への研究成果の発表、学会誌への論文投稿を活発に行い、研究成果の社会還元を図る。

16年度は、各部局は、学術領域の特性に配慮しつつ研究成果の発表、学会誌への論文投稿等を推進し、学術データベースを基に成果の公表状況を把握・公表のための統一的方法を検討する。

89・研究情報の発信と包括的研究協力等に基づく研究のさらなる展開のために、本学研究者の個人研究・組織研究の成果に関するデータベースの整備に努める。

16年度は、担当理事のもとに研究者データベースの構築・整備のための組織を設置し、研究発信、研究協力へのデータベースの利用方法を検討し、必要な準備等を行う。

90・公開講座、公開シンポジウム等を開催し、研究成果の公表に努めるとともに、各種学術団体の主催する研究成果の実用化プログラムへの参画に努める。

16年度は、各部局は、研究推進審議会等と連携・協力して公開講座、公開シンポジウム等の実施を進めるとともに、学内の研究者を組織化して各種学術団体の主催する研究成果の実用化プログラムへの参画に努める。

91・未来科学技術共同研究センター、先進医工学研究機構等の研究組織、及び技術移転機関(TLO)等と連携して、東北大学産学連携ポリシーの下に研究成果の社会還元を図り、迅速な社会貢献を目指す。

16年度は、研究推進・知的財産本部を中心に研究成果の社会還元を進めるとともに、年度ごとに社会貢献の実態について評価する。

研究水準・成果の検証に関する具体的方策

92・研究水準・成果の向上のために、一元化した研究情報データベース等を用いて、定期的に自己評価を実施・公表する。

16年度は、評価分析室を中心に各部局が連携・協力して本学の研究情報に関する「データバンク」構築を完了させるとともに、自己評価を実施、公表の基本方針等を策定する。

93・各教育研究組織は、専門領域ごとに研究活動とその成果に関する定期的な自己評価・外部評価を通じて、国内及び国際的水準での成果の把握に努め、結果を公表するとともに、外部からの客観的意見等の把握に努める。

16年度は、各部局において、委員会・作業部会等を設置し、一定期間ごとの自己評価・外部評価に関する計画等を定め、専門領域ごとに国内及び国際的水準での研究成果を把握するための方法等について検討する。

94・多様な尺度から見た本学各組織の活動・成果の実態把握のために、多様な外部評価機関の評価活動の協力を努める。

16年度は、研究推進審議会等と各部局が、評価分析室に協力して各組織の活動・成果の実態把握のため、外部評価機関による評価活動の系統的把握に関する基本方針を策定する。

95・研究成果、特許の成立・活用状況等は、インターネット等を通じて情報公開するとともに、定期的に市民講座、公開シンポジウム等を開催して社会への周知・活用を図る。

16年度は、研究推進・知的財産本部は、本学の研究成果、特許活用状況等を定め公開する。また、定期的に市民講座、公開シンポジウム等を開催して社会への周知・活用を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

96・学術領域の特性に配慮しつつ、新たな発展領域等に対し人的資源等の戦略的配置に努めるなど、学内外の人事交流・共同研究及び緊密な研究連携を推進する。

16年度は、役員会は、評価分析室、研究戦略室等と連携・協力して新たな発展領域の芽の発掘に努めるとともに、全学的な委員会・作業部会等を設置して、研究人的資源等の戦略的配置、学内外の人事交流・共同研究及び緊密な研究連携の推進の具体的実施体制等を検討し、基本方針を策定する。

97・各種資格の保有等の専門性を重視する選考基準に基づいて、特殊技術や情報処理支援等、大学運営に欠かせない技術職員の採用に努める。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、各種資格の本学における必要性を戦略的に検討し、技術職員の採用指針(案)を策定する。

98・各学術領域の特性に応じ、任期制の適切な運用を含めて、教育研究の発展を可能にする雇用形態の多様化・最適化に努める。

16年度は、各部局は、学術領域の特性に配慮しつつ、任期制の要否、雇用形態の多様化・最適化等を検討し、基本方針を策定する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

99・研究資金の基本は競争的資金とする。運営費交付金から配分する研究基盤経費については、研究科等の教育研究の特性に応じ、透明性のあるルールを定め、それに基づく傾斜配分を行う。

16年度は、役員会は、部局長の意見を聴取するとともに学術領域の特性に配慮しつつ、研究基盤経費配分について、透明性のある配分の基本方針を策定する。

100・全学の戦略的研究プログラムや、各部局における競争的研究プロジェクト等を推進するため、外部研究資金の導入を積極的に進める。

16年度は、研究推進部を中心に、各種委員会等と連携し、企業等との先端研究の相互理解増進の仕組み、共同研究等のシステム整備を進め、外部研究資金の導入、学内でのプロジェクト等への支援の基本方針を策定する。

101・外部資金のオーバーヘッドは、大学本部と所属組織に戦略的に配分し、研究基盤整備、研究支援事務、知的財産の保護・活用等、組織の研究インセンティブ付与のための経費に充てる。

16年度は、オーバーヘッドの大学本部と部局の配分比を各50%とし、研究施設の整備等を含め研究インセンティブの向上を図る。

102・競争的資金の一部を用いて若手研究者の育成を行うほか、優秀な大学院生をTA、リサーチ・アシスタント(RA)に雇用するなど、大学院生に対する経済的支援や教育研究機会の充実に努める。

16年度は、研究推進部を中心に、各種委員会等と連携して競争的研究費等に人件費、謝金等

を適正に計画するための基本方針を策定する。

103・大学評価・学位授与機構による各部局の教育研究に対する評価結果を、中期計画における大学の研究戦略策定や予算の配分に反映させる仕組みの構築を図る。

16年度は、役員会は、部局長の意見を聴取するとともに学術領域の特性に配慮しつつ、大学評価・学位授与機構の評価結果を中期計画における大学の研究戦略策定や予算の配分に反映させるための基本方針を策定する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

104・外部資金による研究プロジェクトの獲得及び共同研究・受託研究の実現に努め、設備の充実を図る。研究期間終了後は、部局内有償利用等によって活用する。

16年度は、各部局の活力を基盤に、研究推進部からの研究公募等の情報発信、共同研究・受託研究システムの整備を図り、研究プロジェクトの獲得、共同研究・受託研究の実現及びこれらの研究実施を通じた設備の充実等を推進するとともに、研究期間終了後の部局内有償利用等の運用指針を策定する。

105・大型コンピュータ、情報ネットワークシステム等の償却以前に旧式化する物件については、リース方式、全学的な調整の下での利用者負担制度等を導入し、使用料による計画的な維持管理を図るとともに、適切な時期に教育研究機能強化を達成する機種更新が可能となるような計画的な運用に努める。

16年度は、研究推進審議会を中心に、償却以前に旧式化する設備等を調査・確定し、適切な利用者負担制度の導入、適切な時期の速やかな機種更新を可能とするための運用に関する基本方針を策定する。

106・図書館が中心となって研究活動に必要な学術刊行物・電子ジャーナル及び二次情報データベース等の学術情報とその利用環境を、全学的調整の下で体系的・計画的に整備する。

16年度は、附属図書館商議会等を中心に、複数の部局で重複して集積している学術資料等のデータについて調査するとともに、必要な検討を行う。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

107・研究推進・知的財産本部に特許及びプログラム、データベース著作権等創作物の著作権の扱いを集約し、知財管理運用規則（仮称）に基づく運用を図る。知的財産の活用には「活用の早期実現」を柱とし、技術移転機関、科学技術振興事業団、民間企業等複数の利用開示手段の充実に努める。

16年度は、知的財産本部において、平成16年度より特許の機関帰属と活用作業を開始し、実績と運用上の問題点を明らかにするとともに、全学の知的財産の集約・運用システムに関する基本方針を策定する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

108・研究活動の質を向上させるため、部局等の単位で、それぞれの特性と役割を考慮して研究活動の評価指標等を設定し、自己評価、外部評価等により研究活動の評価を行う。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、自己評価、外部評価を定期的に行うための評価指標の設定に関する基本方針を策定する。

109・外部評価機関等による客観的評価結果との整合性等にも留意し、研究の質の向上につなげる改善策を織り込んだ計画を各部局が作成し、即応的改善を図る。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、外部評価機関の評価結果を研究の質に反映させる制度に関する基本方針を策定する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

110・本学に設置されている全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等については、現在教育研究上で果たしている役割に基づいて、サービス機能を含む教育研究の質の向上を目指す改善や再編・拡充を図る。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等のサービス機能を含む教育研究の質の向上を目指す改善・再編・拡充計画に関する基本方針を策定する。

111・本学全体としての教育研究機能強化のために、特化された目的を持って設置された、学内共同教育研究施設等について、中期計画期間中の適切な時期に学外の専門家を加えた評価等の結果を参考に、再編・拡充を図る。

16年度は、役員会は、評価分析室、研究戦略室等と連携・協力しつつ全学的な作業部会等を設置して、学外の専門家を加え、評価等を実施するために必要な準備等を行う。

112・研究者個人による国際的活動と合わせて、組織的に国内外との共同研究の促進を図るため、本学の海外拠点としてリエゾンオフィスを整備し、学術協定締結機関との研究情報交換、共同研究の相互提案等の交流活動を積極的に推進する。

16年度は、研究推進審議会、国際交流企画室等を中心に、既設のリエゾンオフィス環境・研究情報交換システムの整備、及び共同研究の促進に関する基本方針を策定する。

113・国内外の共同研究を促進するために、公的機関や財団等による研究公募情報の学内への周知と、研究者個人による学術団体等における学術交流活動の推進と合わせて、全国の研究所・施設・センター等の活用を図る。

16年度は、研究推進審議会等を中心に、研究公募情報の共有、学外との共同研究の推進に役立てるために、全国の研究所・施設・センター等からの情報を、学内に周知するシステムに関する基本方針を策定する。

研究者データベース活用による研究活力の向上に関する具体的方策

114・教育研究組織別、専門分野別に検索できるように、全研究者の研究成果を一元化した研究者データベースを整備・拡充する。

16年度は、研究推進審議会等と各部局が連携・協力して教育研究組織別、専門分野別に検索できるように、全研究者の研究成果を一元化した研究者データベース整備に必要な準備等を行う。平成16年度中に研究成果情報の入力率90%以上を目指す。

115・領域横断的分野を含め質の高い研究の推進のため、研究者データベースシステムと、学際科学国際高等研究センター、未来科学技術共同研究センター、その他の学内共同教育研究施設の活用に努める。

16年度は、研究推進審議会等と各部局が連携・協力して、学内の共同教育研究施設の有効活用を図るための基本方針を策定する。

116・研究推進・知的財産本部等が共同プロジェクトを企画する等により全学の戦略的研究体制の充実を図るため、研究者データベースを活用する。

16年度は、研究推進審議会等と各部局が連携・協力して教育研究組織別、専門分野別に検索

できるように、全研究者の研究成果を一元化した研究者データベース整備に必要な準備等を行うとともに、本学の研究推進・知的財産本部等の共同プロジェクト企画に試用する。

117・研究者の自己研鑽を図るため、研究者データベースの中で公開に支障のない部分を、研究者の研究情報として社会に公開し、積極的に評価・支援を受ける。

16年度は、研究推進審議会等を中心に、研究者データベースの中で公開に支障がない事項について検討し、公開の基本方針を策定する。

学内共同教育研究施設等の研究実施体制等に関する特記事項

118・全国共同利用施設を含む学内共同教育研究施設等は、本学の教育研究活動の強化・発展に資するため、「教育基盤施設群」及び「学術基盤施設群」に大別し、それぞれについて一体的な運営体制の充実を図る。

16年度は、「教育基盤施設群」及び「学術基盤施設群」の担当責任者を中心に、それぞれの一体的な運営に関する基本方針を策定する。

119・21世紀COEプログラム終了後の研究組織として、国際高等研究教育拠点（仮称）を設置して国際拠点の継続的発展を支援する。

16年度は、国際高等研究教育機構設置構想検討委員会を中心に、国際拠点としての新たな高等研究教育体制構築に関する基本方針を策定する。

120・柔軟で効率的な教育研究体制の充実のため、学内外の教育研究環境の変化、社会の要請、評価等に基づいて、施設の新設・再編や拡充に努める。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、本学の教育研究体制の新設・再編・拡充等を柔軟に検討するための全学的体制及び運営の基本方針を策定する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

121・公開講座、公開シンポジウム、オープンキャンパス等を通して、地域住民との相互理解に基づく文化的な交流を図るとともに、本学の教育研究活動の公開を積極的に推進する。

16年度は、各部局等は、公開講座、シンポジウム、オープンキャンパス等の開催について検討するとともに、必要な準備等を行う。

122・図書館・総合学術博物館等やインターネット・情報メディアを活用して、本学が保有する学術資料や研究成果等を広く社会に公開するとともに、小・中・高校生を対象とする総合学習、体験学習、出前授業及び社会人を対象とした生涯学習等の支援に努める。

16年度は、図書館、博物館の社会への公開促進のため、関係部局に委員会・作業部会等を設置して、学内資料の一般公開の実施に関する基本方針を策定する。

123・企業研究者等を対象とする専門分野の有料短期セミナー等を開催して、社会人の能力向上を支援する。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、大学における知見を企業研究者に有料で開放するセミナー等の実施に関する基本方針を策定する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

124・研究成果の社会への還元を図るため、技術移転機関への出資を検討し、その活用に必要な措置をとる。

16年度は、研究推進・知的財産本部を中心に、技術移転機関への出資の可能性について、学内外の関連機関における状況等を調査・分析し、基本方針を策定する。

125・社会貢献の効果的な推進を図るため、民間企業・地方公共団体・政府等組織との連携のための仕組みを整備する。

16年度は、研究推進・知的財産本部を中心に、地方公共団体・地方自治体・政府等との連携を図る協議会等を活用し、連携に関する基本方針を策定する。

126・研究推進・知的財産本部を中心として、産学連携促進計画の立案や研究情報等の公開を推進するとともに、未来科学技術共同研究センターと連携して、新技術開発・技術移転等の支援を図る。

16年度は、研究推進・知的財産本部と未来科学技術共同研究センターを中心に、各部局が連携・協力して、全学的な技術開発・技術移転支援のための基本方針を策定する。

127・教員の研究成果の事業化を推進するため、教員・技術職員のキャリアアップを含め専門的なコーディネーターを配置する等の支援策の充実を図る。

16年度は、研究推進・知的財産本部を中心に、技術研究成果の事業化促進を図る支援策の充実に関する基本方針を策定する。また、施策、教員、技術職員の利用に供する仕組みについて検討し、必要な準備等を行う。

128・地域を含む学内外との連携により、産業化支援体制、実用化研究・企業化支援体制の充実を図る。

16年度は、未来科学技術共同研究センターを中心に、技術研究成果の事業化促進を図る政策との連携をとりつつ、地域を含む学内外との連携による実用化研究支援の充実に関する基本方針を策定する。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

129・地域の公私立大学等との単位互換制度を活用し、ISTUの利用促進、特殊な講義の共有化や分担の推進を図る。

16年度は、学務審議会等を中心に、各学部が連携・協力し学都仙台単位互換ネットワークを利用した単位互換を促進するとともに、ISTUの利用促進、講義の共有化に関する基本方針を策定する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

130・本学が大学間交流協定等を締結している国外の高等教育研究機関等との研究者・学生の交換、本学の海外フォーラムの開催、英語版ホームページを充実させて本学の研究教育活動を紹介することにより、優秀な研究者・学生の本学への受け入れを促進するとともに、国際研究協力を一層推進する。

16年度は、国際交流企画室の指針を軸に、各部局の国際交流担当者は、優秀な研究者・学生の本学への受け入れのための広報活動等を推進する。

131・本学に在籍する研究者・学生の国際交流を積極的に進めるため、国際交流に関するデータベースの構築・活用、相互リエゾンオフィスの活用、支援体制の充実等を図る。

16年度は、国際交流企画室を中心に、国際交流データベースの構築の準備、リエゾンオフィ

ス利用情報の調査・分析を行う。

132・英語による授業・学位取得課程の増設、国外の大学との単位互換の制度化、ISTU等の情報メディア・インターネットを活用した国外の高等教育研究機関との共通講義の開設や共同研究指導の推進を図る。

16年度は、国際交流企画室を中心に、既に進めている短期留学プログラム、大学院特別コースなどの英語での授業をさらに推進し、より広い範囲での単位互換を可能にするために必要な準備等を進める。

国際交流を推進するための組織の整備に関する具体的方策

133・国際交流に関する全学的な企画審議会を設けて、本学の国際交流の目標の明確化・見直し、目標を実現するための戦略の立案を恒常的に行う。

16年度は、国際交流企画室を中心に、本学全体の国際交流の理念と指針を策定する。各部署の国際交流担当者との意志疎通を円滑にし、理念と指針の具体化を図るための戦略を明確にする。

134・従来留学生支援を主任務としてきた留学生センターを発展させて、本学の国際交流全般を推進・支援するセンターに再編・整備する。

16年度は、国際交流企画室を中心に、本学の国際交流の理念に添って、国際交流全般を推進・支援する国際交流部の設置を構想し、実現を目指す。

135・国際研究協力支援と留学生支援の事務組織を一元化し、国際交流をより総合的・効率的に推進するとともに、国際交流を支援する高度の識見・能力を有する要員の国内外からの任用に努める。

16年度は、国際研究協力と留学生への支援を効果的に実施するため、本部事務機構内に国際交流部を新規に立ち上げ、国際交流をより総合的・効率的に推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

136・医療サービスの向上を維持しつつ、経営の効率化と自己収入の確保に努める。

16年度は、各種医療サービスの質の向上に関する委員会を設置し、患者満足度調査、ボランティア活動の充実、ホスピタル・モール(院内店舗・レストラン等)の整備・充実について、あるいは、クリニカル・パス(CP)推進委員会を設置し、クリニカル・パスの作成について検討・試行する。また、経営戦略会議等において、経費削減及び収入増の方策について調査・検討し、必要な準備が整ったものから、順次実施する。

137・地域医療機関との連携推進等により、地域に開かれた病院作りを目指すため、メディカルITセンターを活用して医療管理情報の効率化に努める。

16年度は、委員会を設置し、地域医療機関との連携推進、医療管理情報の効率化について、調査・検討するとともに、地域医療連携センター(仮称)の設置構想を推進する。

良質な医療人養成の具体的方策

138・各種臨床実習・講義等の充実や教育研究施設の充実を図り、指導的臨床研究者養成に努める。

16年度は、具体的な臨床実習・講義等の充実内容、教育研究施設の充実内容を調査・検討し、

必要な準備等を行う。

139・指導的医療人養成のために、臨床研修必修化に対応した教育体制の整備に努める。

16年度は、既存の委員会等を活用し、臨床研修必修化に対応した教育体制について検討し、準備等が整った事項から、順次実施する。

研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

140・特定の部局に附属しない大学病院は、医薬・生命、材料、情報分野の最新の研究成果の臨床研究への円滑な移行促進のため、関連研究科、研究所、先進医工学研究機構と連携・協力して、高度先進医療センター（仮称）を設置する。

16年度は、高度先進医療センター（仮称）の平成18年度設置を目標に、研究推進委員会（仮称）を設置し、学際的研究開発に関する連携プログラムを調査する。

適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

141・大学病院の機能に配慮しつつ、一部の医療業務等の外部委託、医療従事者等の適切な配置等により、経費削減及び収入増加につながる方策を推進する。

16年度は、診療及び管理業務における業務分担の再検討による業務の効率化を進め、各職種の配置人員数や業務内容の見直しを実施する。学内制度上可能な範囲において、具体的に人員の再配置を進める。経営改善のため、具体的な病院収入の増収と節約計画を策定し、法人化による労働基準法適応などの法的規制上必要となる種々の経費についても、その詳細を明確にする。また、中央診療施設等の各部門に所属する医療技術職員を一括して診療技術部に配属させる。

142・病院機能の向上を図るため、管理運営・教育・研究・診療を担う教員の職務分担の検討及び職員の業績評価体制の整備を推進しつつ、職員の能力向上に努める。

16年度は、既存の委員会を活用し、教員の適切な職務分担及び業績評価体制について検討を開始する。

医の倫理の確立・安全管理に関する具体的方策

143・教育・研究・診療の各分野における医療倫理の確立のため、倫理委員会の適切な活用に努める。

16年度は、教育・研究担当副病院長の下に、医の倫理の確立に関する委員会（仮称）を設置し、講演会等を開催し、より効果的な活動の方法について検討し、必要な準備等を行う。

144・医療の安全と質の向上に資するため、医療安全推進室及びリスクマネージャー等を中心に医療事故防止体制を一層強化し、安全管理を実践する。

16年度は、医療安全推進室の機能を強化して、対象等を審議するとともに、専任リスクマネージャーが医療安全のチェックを目的に院内を巡回する。また、医療安全管理委員会（仮称）を設置し、開講するゼミ等の内容、対象等を検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

145・国立大学法人法の主旨に沿って、大学で実施する教育研究業務について、公正で透明、的確かつ機動的なリーダーシップを総長が発揮できるようにするため、中期目標・中期計画の策

定及び執行に責任を持って担当可能な任期を、移行期間を設けつつ、適切に設定する。

16年度は、総長選考会議を設置し、総長の任期、選考方法等を検討・決定し、必要な規程を制定する。

146・異なる学術分野の特性に考慮しつつ、全学的な視点に立つ教育研究の企画立案・執行について総長を補佐するため、総務、教育、研究等を担当する理事を配置する。

16年度は、当面の措置として配置した5人の理事（特命事項担当、教育・学生支援担当、研究・安全管理担当、財務・人事担当、広報・国際交流担当）及び2人の非常勤理事の役割分担等について、日常業務を着実に進めつつ、適切かつ効果的な総長補佐体制について検討する。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

147・膨大で複雑多岐にわたる大学運営に責任を負う総長を、各理事が担当業務を迅速かつ着実に遂行して支えるため、担当理事の下に「企画立案」あるいは「情報収集・分析」業務等を担う体制を整備する。

16年度は、理事の下に企画戦略を行わせる下記の室を設置し、必要に応じてスタッフを配置する。

（特命事項担当理事）キャンパス計画室、中期計画推進室

（教育・学生支援担当理事）教育・学生生活企画室

（研究・安全管理担当理事）研究推進室、施設・安全管理企画室

（財務・人事担当理事）人事戦略企画室、財務戦略企画室

（広報・国際交流担当理事）広報企画室、国際交流企画室

148・法人運営の円滑化のため、部局長から成る協議・調整機関を置く。

16年度は、総長・理事・研究科長・研究所長等で構成する「部局長連絡会議」を設置する。

149・全学的な課題について、機動的・専門的な対応を図るため、総長のリーダーシップの下に、必要に応じて各種の委員会を設ける。

16年度は、新たに必要となる委員会等を設置するとともに、現行の委員会は抜本的に見直し、整理・改編する。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

150・各部局は、各教育研究分野の特性等に配慮した機動的・戦略的な運営体制を構築する。

16年度は、各部局において機動的・戦略的な運営体制を検討し、構築する。

151・部局長がリーダーシップを発揮できるように、部局長の補佐体制の充実を図る。

16年度は、各部局の検討結果を参考に、適切な人数の副部局長等を配置する。

152・各部局では、教員の管理運営業務の負担軽減を最大限に達成するため、教員間あるいは教員とその他の職員間の適切な役割分担をすることによって、効果的・効率的運営体制の実現に努める。

16年度は、各部局において、管理運営に携わる教員の職務内容、任用基準等を明確にして教職員間における適切な役割分担に関する業務の調査・分析等を行うとともに、可能な業務から速やかに実施する。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

153・法人の組織運営を効果的・機動的に行うため、理事（副総長）等を担当責任者として、「評

価分析室」等の「室」制度を設ける。

16年度は、理事の下に企画戦略を担う「室」を設置する。

154・各室には、所管事項に応じて教員、職員（事務職員及び技術職員等）を適宜配置し、それぞれの専門性を活用して業務を遂行する。

16年度は、各室に、職務内容、任用基準等を明確にして専任又は併任の教員・職員等を配置する。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

155・総長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営を実現するため、運営費交付金の一定割合を中央枠として留保する仕組みを確立する。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、運営費交付金の配分ルールに関する基本方針を策定する。

156・研究実施体制の機動性確保のため、教職員ポストの戦略的配置の方針を策定する。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、教職員ポストの戦略的配置方針に関する基本方針を策定する。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

157・法人運営に不可欠な安全管理、情報システム管理等の業務を効率的・効果的に行うため、学外の有識者・専門家を必要に応じて積極的に常勤又は非常勤の職員として登用する。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、専門家を必要とする業務分野に関する調査・分析等を行うとともに、可能な業務から速やかに実施する。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

158・適切な人事・会計運用の実現を図るため、学内に、「監査室」を設置する。学外の有識者・専門家と協力して全学の業務等の円滑・効率的な遂行に関する実態を点検評価し、必要な改善等の助言・勧告を行う体制の充実を図る。

16年度は、「監査室」を設置し、学外の有識者・専門家と協力して監査手法を整備し、改善等の助言・勧告体制を構築する。

159・適切な内部監査の実施と、その結果を受けて実効性ある改善に努めるため、監査業務に従事する職員の専門性向上のための研修を実施する。

16年度は、職員の民間派遣又は専門家の招へいにより、専門研修を実施する。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

160・仙台地区、さらには東北地区の国立大学法人間で、各法人の特徴を最大限活用しつつ連携協力して、共同の教員、事務職員の研修等を実施するとともに、合同会議等を開催して情報交換等を行うことにより大学運営への効果的な活用を図る。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、研修事項等について調査・分析、他大学との協議・調整を行うとともに、可能な事項から実施する。

161・東北地区の国立大学法人間において情報化推進のため連携協力を図る。

16年度は、国立大学法人等情報化推進協議会を設置し、東北地区連絡校として他大学との連携協力を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

162・各学術領域の英知を継承するという役割を着実に果たしつつ、学術の動向や社会の要請等に迅速に対応する仕組みの整備に努める。具体的には、学際科学国際高等研究センター、未来科学技術共同研究センター等を活用して、一定期間、特定のプログラムに学内外の人材を結集し学内の各部局が緊密に連携してサポートする制度を核として、必要と判断されるプログラムや組織の立ち上げを柔軟かつ機動的に実施する施策を推進する。

16年度は、研究推進審議会等と各部局が連携・協力して、特定のプログラム・施策へのサポート制度に関する基本方針を策定する。

教育研究組織の見直しの方向性

163・総合大学として、幅広い人文社会科学領域の継承・展開と科学技術の飛躍的発展との調和を基本とするとともに、「教育」と「研究」のそれぞれの特性を尊重し、評価に基づいて大学院組織・研究所組織等の再編や拡充を図る。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、評価に基づく大学院組織・研究所組織等の再編・拡充に関する基本方針を策定する。

164・学際分野を含む新しい学問分野あるいは産業分野に対応できる研究者・技術者の教育と養成を目指し、新たな大学院設置に向けた組織を、研究所等の連携を基盤に検討し、整備に努める。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、新大学院組織の設置に関する基本方針等を策定する。

165・教職員の定年・雇用制度の在り方等を総合的に検討し、教育研究の充実、その支援体制の高度化と経費削減を可能とする柔軟で機動的な施策等の策定を進める。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、教職員の定年・雇用制に関する基本方針を策定する。

166・平成16年度から法学研究科に綜合法制専攻（法科大学院）及び公共法政策専攻（専門職大学院）を、歯学研究科に歯科学専攻修士課程を設置し、それぞれ「法務博士（専門職）」、「公共法政策修士（専門職）」及び「修士（口腔科学）」を授与する。

16年度に、法学研究科に綜合法制専攻（法科大学院）及び公共法政策専攻（専門職大学院）を、歯学研究科に歯科学専攻修士課程を設置する。授与する学位は、それぞれ「法務博士（専門職）」、「公共法政策修士（専門職）」及び「修士（口腔科学）」とする。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

167・目に見える形で成果が現れるのに一定の時間を要する「教育研究」の特性を十分考慮した人事評価システムの整備に努める。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、人事評価の対象となる事項等の抽出を行い、調査・検討するとともに、必要な準備等を行う。

168・大学の機能強化に寄与すると判断できる客観的なインセンティブ付与基準（競争的資金の交付状況、受賞歴等の客観的評価等）に基づき、教育・研究成果の適切な給与等への反映を推

進する。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、インセンティブ付与基準の対象となる事項等の抽出を行い、調査・検討するとともに、必要な準備等を行う。

169・客観的で納得性のある事務系職員の評価システムを整備し、評価結果を人事配置の適正化、適切な給与等への反映に供する。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、事務系職員の人事評価の対象となる事項等の抽出を行い、調査・検討するとともに、必要な準備等を行う。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

170・学問分野の特性等を考慮しつつ、学際科学国際高等研究センター等の学内共同教育研究施設を活用し、一定期間、特定のプログラムに専念することを全学的にサポートする制度を核として、教員が独創的な教育研究に従事できる仕組みの充実を図る。特に若手教員が世界を先導する画期的な教育研究活動に専念できる体制整備に努める。

16年度は、研究推進審議会等と各部局が連携・協力して、特定のプログラム・施策のサポート制度に関する基本方針を策定する。

171・教員数等について、配置定員等の一定の学内基準の下で運用するが固定化せず、学問分野の特性に配慮しつつ、各部局の責任で、すべての職種について、新たな発展領域等への人的資源の戦略的な配置・活用ができる仕組みの充実を図る。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、人的資源の戦略的な配置・活用策に関する基本方針を策定する。

172・専門性の高い国際交流、病院管理、法的な問題解決等の役割が特化されたポストについては、当該ポストに必要な能力を有する人材の選考採用を行う等の弾力化を図る。

16年度は、全学的委員会等において、選考採用を必要とする業務分野に関する調査・分析等を各部局の協力を得て行うとともに、選考採用基準を策定して、可能な業務から速やかに実施する。

173・教育研究体制の効果的・効率的な運営のため、管理運営・教育・研究を行う教員の職務区分を緩やかに分化させる工夫を図る。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、管理運営に関する教員の職務内容を明確にし、管理運営、教育・研究のいずれかの職務に重点的に関わるような教員の弾力的配置に関する基本方針を策定する。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

174・学問分野の特性を考慮しつつ検討を進め、テニユア制の導入、教員公募の制度化、任期制教員数の拡大等を考慮した新制度への適切な移行を図る。

16年度は、各部局において、学術領域の特性に配慮しつつテニユア制の導入等に関する基本方針を策定する。

175・教員選考過程を積極的に開示することにより、教員人事の透明性の確保に努める。

16年度は、各部局において、学術領域の特性に配慮しつつ教員選考過程公表に関する基本方針等を策定する。

176・任期制教員には、生涯賃金等において任期を付さない教員との間に著しい差が出ないよう

に配慮するとともに、年俸制の積極的導入や、管理運営業務への一層の負担軽減を図る。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、学術領域の特性に配慮しつつ任期制教員への年俸制の導入、研究環境・給与面における優遇措置あるいは管理運営業務の負担軽減に関する基本方針を策定する。

177・産学官連携等の推進のため、兼業については弾力的に扱う。また、必要に応じて勤務時間等の運用緩和を図る。

16年度は、全学的な兼業規程を制定し、兼業を弾力的に扱うとともに、教員の裁量労働制を実施する。

178・公募制等の原則に基づく教員採用活動を積極的に進め、性別、国籍、出身校、宗教等を問わず開かれた採用制度の下で優れた教育研究者の選考採用を行う。

16年度は、各部局において、学術領域の特性に配慮しつつ公募情報のホームページ等への掲載に関する基本方針を策定する。

179・教員の任期制等を適切に運用することによって、特に先端的・学際的領域や期限付きプロジェクト等にふさわしい人材の機動的採用を図る。

16年度は、各部局は、先端的・学際的領域や期限付きプロジェクト等の任期制導入に関する調査・分析等を行うとともに、基本方針を策定し、可能な事項から逐次実施する。

外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

180・教育研究に従事するにふさわしい能力を有する外国人の採用を積極的に行うとともに、英語で業務処理ができる人材を配置する。併せて、単身・世帯用宿舎等、生活基盤の整備を含めた教育研究支援体制の整備に努める。

16年度は、各部局において、学術領域の特性に配慮しつつ外国人教員採用計画、英語学力のある職員の採用計画に関する基本方針を策定する。また、外国人教員用宿舎の確保及び日常生活の支援策を検討する。

181・女性教員数の増員について積極的に取り組むとともに、社会的・文化的につくられた性差からの解放の問題解決等に努める。ただし、女性教員人材数に限界がある学術領域においては、単純な数確保につながらないよう慎重な配慮に努める。

16年度は、各部局において、学術領域の特性に配慮しつつ女性教員採用計画に関する基本方針を策定する。

182・職員等の男女の比率を改善し、男女共同参画体制の早期実現のため、任用において、応募者の研究・教育上の能力等を公正に評価するように努める。

16年度は、男女共同参画委員会と各部局が連携・協力して、学術領域の特性に配慮しつつ女性職員採用計画、女性の昇進・昇格に関する基本方針を策定する。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

183・職員の採用については、国家公務員採用 種試験と同程度の試験を課し、当該試験の合格者の中から本学職員として真に適格と認められる者を選考する。また、国際化対応等のため TOEIC 試験成績等の語学力についても選考指標の 1 つに加える。

16年度は、全学的委員会等において、TOEIC 試験成績等を含めた職員の選考基準に関する基本方針を策定する。

184・研修制度と効果的な人事配置の連携により、短期的には中期目標達成のため、長期的には法人の人的基盤を確固たるものとするため、計画的なキャリア養成システムを構築する。

16年度は、全学的委員会等において、キャリア養成システムに関する調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

185・人事交流により得られる人材の育成、組織の活性化等の効果を一層高めるよう配慮しつつ、他の国立大学法人、国立高等専門学校機構、文部科学省及び地方公共団体等との間で必要に応じて人事交流を行う。

16年度は、全学的委員会等において、本学以外の機関との職員の人事交流計画を検討し、可能な事案から積極的に人事交流を進める。

186・教育研究の技術的業務を直接的に担うことで教員を支援する技術職員の高度職業人としての育成を図る。

16年度は、全学的委員会等において、技術職員の高度技術研修について調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

187・教職員の厚生支援体制の整備を図るとともに、業務の高度化に対応するため、国内外機関等での研修制度の充実に努める。

16年度は、全学的委員会等において、事務職員等の国内外機関等での研修制度に関する調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

188・教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部局等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

16年度は、全学的委員会等において、教職員の評価を反映した給与制度や各部局配置職員数・人件費総枠に関する基本方針を策定する。

189・人件費の有効かつ適切な支出を行えるようにするため、教員の教育負担・教育活動を適切に評価し、それに応じた給与体系の構築を図る。その一環として、大学院教員に一律に支給されている大学院手当の見直しを行う。

16年度は、全学的委員会等において、大学院手当を原資とする教員の教育負担・教育活動の評価に応じた給与体系に関する基本方針を策定する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

190・組織面と法的整備・情報セキュリティを含めた総合的な検討に基づいて、個別に稼働している事務用業務システムから全学統合情報管理システムへの移行を推進する。

16年度は、全学的委員会等において、全学統合情報管理システムに関する具体的な施策を審議するとともに、必要な準備等を行う。

191・窓口業務の効率化・予算執行の迅速化・学生サービスの向上を図るため、全学統合情報管理システムに人事・予算・会計・研究情報・学務等の各システムを順次組み込むことを推進する。

16年度は、全学的委員会等において、全学統合情報管理システムに関する具体的な施策を審議するとともに、必要な準備等を行う。

192・効率化・合理化を推進するため、特定の事務業務については、必要に応じて全学的に集約化あるいはアウトソーシングを行う。

16年度は、全学的委員会等において、事務業務の集約化・アウトソーシングについて調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

193・会議等に係る事務の効率化・合理化を図るために、総長あるいは各部局長のリーダーシップを基本とする運営体制の確立に合わせて、会議や委員会の整理・統廃合に努める。

16年度は、新たに必要となる委員会等を設置するとともに、現行の委員会等を見直し、整理・改編する。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

194・地域の複数大学等と協議し、物品・サービス購入の一本化による効率化・合理化について推進する。

16年度は、地域の複数大学等と連絡組織を設置して、物品・サービス購入の一本化について協議する。

195・職員等の資質向上のための専門研修を他大学と共同して実施する。

16年度は、他大学と連絡組織を設置し、研修計画・研修の講師養成等について協議する。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

196・授業料納入、給与支給業務等については、銀行等への業務委託を始め、学生寄宿舍、留学生会館等の管理業務、駐車場・警備・病院サプライ等のアウトソーシングを積極的に図る。なお、アウトソーシングの導入に際しては、大学の機能強化を前提に、費用対効果の観点から総合的に考慮する。

16年度は、全学的委員会等において、業務のアウトソーシングについて調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

197・教員の負担軽減の観点から、国際交流関連事務業務等に関して、必要な専門性を有する人材の配置を図るとともに、適切なアウトソーシングに努める。

16年度は、国際交流企画室等を中心に国際交流関連事務業務等への専門職員の配置、アウトソーシングについて調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、奨学寄附金、共同研究、受託研究等外部資金獲得に関する具体的方策

198・研究推進室を中心に、戦略的研究プログラムの企画・立案を行う。

16年度は、研究推進部等を中心に、各部局と連携・協力して共同研究、受託研究の受入れ制度を整備し、産業界への広報活動を展開するとともに、戦略的研究プログラムに関する調査・分析を行い、研究費の獲得に必要な作業を行う。

199・外部資金獲得増のため、教員や研究グループのプロジェクト研究申請に対する支援を行う。

16年度は、研究推進部等を中心に、プロジェクト研究の計画、公募の動きについて調査して申請の早期準備を促すとともに、研究支援のための基本方針・具体的な施策を定め、必要な準備等を行う。

200・得られた外部資金のオーバーヘッドの一部を活用し、総長のリーダーシップに基づいて、更なる戦略的な資金獲得、大学としての重点基礎研究、若手研究者の萌芽研究等の具体的な支援に活用する。

16年度は、役員会を中心に、総長リーダーシップ経費等の戦略的事項・重点基礎研究等への配分基準等について基本方針を策定するとともに、可能な事案から速やかに実施する。

201・民間企業との共同研究、受託研究等社会の要請する研究を、公正なルールと契約に基づいて積極的に受け入れ、産業側のニーズに的確に応えつつ外部資金確保を進める。

16年度は、研究推進部等を中心に、民間企業との共同研究、受託研究等の社会的役割について調査・分析するとともに、具体的な施策を定め、必要な準備等を行う。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

202・本学の研究成果に基づく特許収入、技術移転機関等を通じたベンチャー企業育成等による収入増に努める。

16年度は、研究推進・知的財産本部が特許を管理し、企業に特許を実施させる仕組みを整備するとともに、東北テクノアークとの連携によりベンチャー企業育成を実施するために必要な準備等を行う。

203・企業研究者等社会人を対象とした専門分野の有料短期研修セミナー開催等、収益源の多様化を図る。

16年度は、研究推進・知的財産本部を中心に、有料短期研修セミナー等の開催可能テーマ等について審議するとともに、必要な準備等を行う。

204・病院事業に関しては、高度医療実施機関であると同時に教育研究機関であることを十分に考慮した上で、収入と支出のバランスの確保に努める。

16年度は、病院の経営戦略会議等において、経費削減及び収入増の方策について審議するとともに、可能な事案から速やかに実施する。

205・大学で蓄積してきた独自の技術・計測サービス機能等を集約化した「テクニカルサポートセンター（仮称）」を設け、そのサービスを社会に提供することなどによって、事業収入の増加に努める。

16年度は、全学的委員会等において、サービス業務の対象、社会に提供するサービス内容等について調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

206・入学検定料、入学金、授業料等に関しては、国立大学の役割を踏まえつつ適正な金額の設定に努める。

16年度は、標準額を参考に授業料等の学生納付金の額を検討し、設定する。

寄附収入の増大に関する具体的方策

207・大学事業の公共性、公益性、母校の振興を通じた社会貢献等に期待する民間企業、卒業生等からの寄附に対する受け入れシステムと窓口を整備し、継続的に寄付を募り、大学基金の整備を図る。

16年度は、東北大学研究教育振興財団を通じて、本学の研究・教育活動を、約10万人の卒業生と1,000社の主要企業に知ってもらうための具体的な施策を検討する。また、主旨を明確にし、直接寄附を受入れるシステムを整える。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

208・教育研究における大学の役割、社会に対する大学の使命等の視点から、既存組織の管理運営体制等について、必要に応じた再編・集約化等により、管理的経費の削減に努める。

16年度は、全学的委員会等において、管理運営組織の再編・集約化等に関する調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

209・管理経費の抑制を図るため、会議を抜本的に見直し、真に必要な会議についても、合理的な開催方法の徹底に努める。

16年度は、全学的委員会等において、会議の抜本的な見直しに関する調査・検討を進めるとともに、可能な事案から速やかに実施することで、管理的経費の抑制を図る。

210・節水、廃棄物の発生抑制、リサイクル、電力消費の抑制、省エネルギー対策等を徹底し、実施する。

16年度は、環境保全委員会を中心に、各部局と連携・協力して、廃棄物の発生・リサイクル、光熱水料の使用、エネルギー対策の実態等に関する調査・検討、具体的な施策を審議するとともに、可能な事案から速やかに実施する。

211・学内共通の全学統合情報管理システムを整備し、学務等の窓口業務を含め学内業務に係る管理的経費の抑制を図る。

16年度は、全学的委員会等において、現行の学内業務等の抜本的な見直しに関する調査・検討を進め、管理的経費の抑制に必要な準備等を行うとともに、学生サービス等の充実に必要な情報管理システムの整備は、費用対効果の視点から優先度の高いものから実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

212・全学的な視点に立って資産の運用管理に関連する委員会及び事務体制を再構築し、施設マネジメントの導入等に対応する体制を整備する。

16年度は、担当理事を中心に、全学的視点に立つ施設マネジメントについて調査・検討を進め、具体的な施策を定めるとともに、着手可能な事項について速やかに施設マネジメントの導入を推進する。

213・部局単位のスペース配分から全学的な統一基準による戦略的かつ効果的なスペース利用への転換を図るため、施設のデータベース化及び点検評価による弾力的なスペース配分システムを構築する。また、レンタル制による共同利用スペースの確保に努め、萌芽的研究に対する支援を機動的に行う。

16年度は、担当部署が、各部局と連携・協力して施設のデータベース化を実施するとともに、新営・改修施設の一定割合を有効利用規程に基づく共同利用スペースとし、可能な事項から速やかに共同利用スペースのレンタル制導入を推進する。

214・大学の施設（会議室、講義室、駐車場等）を教育研究に支障のない範囲で広く一般市民の利用に供し、資産の効率的運用を図る。

16年度は、担当部署が、各部局と連携・協力して活用データベースを構築するとともに、資

産開放における基本方針を策定する。

215・大型設備等の利用・整備については、全学的な視点による利用者負担制度・全学的支援制度を含む管理運営システムの構築を図る。

16年度は、担当部署が、各部局と連携・協力して共用可能な大型設備等の特定、利用負担等の管理運営に関する実態調査を進めるとともに、負担制度の基本方針を策定し、必要な準備等を行う。

216・資産の有効な運用を図るため施設の維持管理について、運営費交付金及び各種の学内経費等の多様な財源等を活用して必要な経費を確保するとともに、効率的な配分システムを構築する。

16年度は、担当部署が、各部局と連携・協力して本学所有施設の維持管理に必要な経費等の実態調査を進めるとともに、効率的な配分システムの構築に関する基本方針を策定し、必要な準備等を行う。

217・施設設備の機能保全・維持管理に関し、インフラ設備の更新・改修等の整備計画を策定し、その実現に努める。

16年度は、全学的委員会等において、施設整備の維持管理・更新や改修に関する具体的な計画を策定するとともに、逐次計画の実現に努める。

218・ソフトウェアや特許等の無形固定資産及び金融資産を一元管理する体制を確立する。

16年度は、無形固定資産については研究推進・知的財産本部が一元管理し、金融資産については財務部に資金管理課を設置し、一元管理する体制とする。

219・外部の専門家の意見を取り入れつつ、これらの資産の有効活用を図るとともに適切なリスク管理体制を整備する。なお、管理等は、適切な民間企業等に委託し、適切かつ合理的な運営に努める。

16年度は、本部事務機構内に施設・安全管理企画室を設置し、リスク管理体制を整備する。また、アドバイザー・専門家の意見を取り入れ、適切な保険に加入するとともに、金融資産については、メインバンクに委託する。

220・図書館、総合学術博物館等の一般公開を拡大・促進するとともに、図書館等で所蔵する貴重な資料等の計画的な複製出版によって、資産の効率的運用を図る。また、公開にふさわしい広報、閲覧、セキュリティシステム等の体制及び施設の整備に努める。

16年度は、担当部署が、関連部局と連携・協力して料金、時間帯、展示方法等、利用しやすい仕組みを検討し、事業化の可能性について検討するとともに、必要な準備等を行う。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

221・本学全体の教育研究・管理運営等の充実を努め、学内外の有識者等の意見・助言等のみでなく、公認会計士等による財務内容や管理運営に関する外部監査を受け、その結果を公開する。

16年度は、担当部署が関連部局と連携・協力して外部監査に関する規程等を策定するとともに、公認会計士等による財務内容や管理運営に関する外部監査を実施し、その結果を公表（次年度）する。

222・部局ごとの自己点検・評価は、中期目標・中期計画期間内に行われる関係機関等による全学や部局の外部評価等との整合性をとって、効率的に実施する。

16年度は、評価分析室等を中心に、第三者機関による外部評価の点検項目について調査・分析し、各部局と連携・協力して自己点検評価との整合性を維持するための学内における統一的基準を速やかに策定する

223・教育研究に関する個人及び部局の評価データ・情報の基準化・データベース化を図る。

16年度は、評価分析室等を中心に、各部局と連携・協力して、学内の統一的基準に基づく「東北大学評価データベース」を作成する。

224・評価結果は、インターネットで公開するとともに、継続的な改善に資するため自己点検評価の過程で活用する。

16年度は、評価分析室等を中心に、公開基準に関する検討を行い、基本方針を策定する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

225・全学的に統一管理を実現した個人及び部局の評価データベースについては、教員・部局ごとに整理・集計を行い、その結果は自己評価報告書として一般公開する。中期目標・中期計画等についても、データベース化し、一般公開する。

16年度は、学内の統一的基準に基づいて各部局が、中期目標・中期計画及び年度計画等に含まれる事項に関する「東北大学評価データベース」を作成する。また、各部局において個人及び部局の評価データベースを自己評価報告書として一般公開するための公開基準に関する検討を行い、基本方針を策定する。

226・評価結果のフィードバック体制を充実し、教員への資金重点配分等のインセンティブ付与制度の確立を図る。

16年度は、全学的な委員会・作業部会等を設置して、評価結果のフィードバック体制の整備、インセンティブ付与基準等について審議し、基本方針を策定するとともに、必要な準備等を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

227・役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事要録については、原則として一般公開し、大学運営の透明性を確保する。

16年度は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事要録をホームページ等に公開する。

228・本学の優れた教育研究活動とその成果をデータベース化して、社会が容易に認識できるようにするため、地域社会及びマスメディアの協力も得て、本学の「ブランドイメージ」と広報コンセプトを確立し、国内外で戦略的広報活動を積極的に展開する。

16年度は、広報企画室を中心に、ブランドイメージと広報コンセプト等について審議し、基本方針を策定するとともに、国内外での戦略的広報活動に必要な準備等を行う。

229・大学の教育研究活動や学内の文化的資源の、一般市民への公開を進める。

16年度は、広報企画室を中心に、関連部局と連携・協力して公開施設、公開方法等に関する具体的な施策を審議するとともに、可能な事案から速やかに実施する。

230・本学の歴史を整理するとともに、オープンキャンパスを積極的に企画・実施し、一般市民への公開を進める。

16年度は、アドミッションセンター運営委員会を中心に、各部局と連携・協力してオープンキャンパスを積極的に企画・実施する。

231・英語等外国語による広報メディアを充実するとともに、国外での研究フォーラムや留学フェア等を開催し、本学の教育研究活動を国際的に紹介する。

16年度は、広報企画室を中心に、外国語ホームページ及び国外での研究フォーラムや留学フェアの充実について調査・検討し、必要な準備等を行う。

232・受験生、保護者、高校、本学卒業生及び後援会等に対する大学情報の積極的な広報活動を推進する。

16年度は、広報企画室を中心に、各部局と連携・協力して作業部会を設置し、実態の把握、統一基準の策定、広報範囲の拡大等について調査・検討し、必要な準備等を行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策

233・本学のキャンパス将来構想に基づき、教育研究機能の強化、将来的な発展、地域社会との連携に資するキャンパス計画に関する基本的な考え方を策定する。

16年度は、全学的委員会等において、キャンパス将来構想に関する検討を行い、基本方針を策定する。

234・主要キャンパスを片平地区、星陵地区、青葉山・川内地区の3カ所に再編するとともに、青葉山キャンパスに隣接する新たなキャンパスを取得・整備するために、具体的なキャンパス整備計画を策定し、その実現に努める。

16年度は、全学的委員会等において、キャンパスの移転・整備計画を策定するとともに、土地の取得等について関係機関との協議を行う。

235・学都仙台にふさわしい最先端の教育研究拠点として、歴史的建築物や緑地保全にも配慮した地域連携型のキャンパスづくりを進める。郊外に位置するキャンパスは、既存の自然環境に配慮した「自然共生型」として位置付け、市街地に位置するキャンパスは、都市とのかかわりに配慮した「都市公園型」を基本として整備する。

16年度は、全学的委員会等において、キャンパスの移転・整備計画を策定するとともに、関係機関との協議を行う。

236・施設整備に関する国のグランドデザインに沿って施設整備を推進するとともに、産学官連携、研究者交流、国際交流等に必要な施設の充実を図る。また、耐震補強、ユニバーサルデザインの導入など今日的課題の対応に努める。

16年度は、施設整備計画に基づいて実施する。

237・学生の教育研究活動を直接的に促す施設の整備を図るとともに、人間形成の場となる交流スペース、福利厚生施設、屋外環境施設等の充実を努める。

16年度は、施設整備計画に基づいて実施する。

施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的措置

238・施設マネジメントを徹底し、民間手法も参考に施設整備と運営管理を一体的に行う。

16年度は、全学的委員会等において、全学的視点に立つ施設マネジメントについて調査・検討を進め、具体的な施策を審議するとともに、可能な事項から速やかに施設マネジメント導入を推進する。

239・プロジェクト研究等に対応した共通利用スペースを整備し、戦略的優先度を踏まえて利用に供するとともに、保有施設の弾力的使用の拡大により教育研究スペースの有効活用を促進する。

16年度は、担当理事を中心に、共同利用スペースの獲得に努める。また、担当部署が関連部局と連携・協力して新営・改修施設の一定割合を有効利用規程に基づく共同利用スペースとし、可能な事項から速やかに共同利用スペースのレンタル制導入を推進する。

240・競争的資金や寄附金等の外部資金の活用、PFI(Private Finance Initiative)の採用など新たな整備手法の導入に積極的に取り組むこととし、具体には三条地区の学生宿舎をPFI事業として確実に推進する。

16年度は、新たな整備手法の導入のための調査・検討を進め、必要な準備等を行う。

241・関係法令及び国等の施策に則り、省エネルギー・省資源対策、リサイクル・廃棄物対策等に関する実施計画を策定し実施するとともに、結果を的確に把握し学内に周知する。

16年度は、担当理事を中心に、関係委員会、各部局と連携・協力して、廃棄物の発生・リサイクル、光熱水料の使用、エネルギー対策の実態等に関する調査・検討、具体的な施策を審議するとともに、可能な事案から速やかに実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

242・関係法令等の趣旨を踏まえ、全学的な安全衛生管理体制を整えるとともに、安全衛生環境の充実に努める。

16年度は、施設・安全管理企画室を中心に、各部局と連携・協力して作業環境、衛生環境の場所の確認・点検を実施するとともに、必要な準備等を行う。

243・総合的な安全衛生対策を推進するため、資格を有する安全管理責任者の適正配置、教職員等に対する安全教育の徹底、並びに各種マニュアルの作成等を行う。

16年度は、施設・安全管理企画室を中心に、関係事務部と共同して、各部局への資格を有する安全管理責任者の適正配置、教職員等に対する安全教育の実施、並びに各種マニュアルの作成等を実施するとともに、必要な準備等を行う。

244・関係法令等に則り、化学物質及び放射性物質等の適切な管理を行うとともに、廃棄物の適正な処理を図る。

16年度は、施設・安全管理企画室を中心に、各部局と連携・協力して指導改善体制の整備、管理状況の調査、マニュアルの整備、一斉点検を実施するとともに、必要な準備等を行う。

245・情報の安全対策として、情報ネットワークセキュリティ・ポリシーを策定するとともに、セキュリティ維持の専門家等を配置して運用体制を整備する。

16年度は、情報基盤委員会を中心に、各部局と連携・協力して情報ネットワークセキュリティ・ポリシーを策定するとともに、専門家の配置等について検討し、必要な準備等を行う。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

246・学生に対する傷害保険の加入、安全教育の徹底、安全意識の向上、学生の安全確保のための対応体制の強化、マニュアルの整備に努める。

16年度は、施設・安全管理企画室を中心に、各部局と連携・協力して学生に対する傷害保険の加入勧奨、安全教育の実施、安全意識の啓蒙、学生の安全確保のための対応体制の強化、マニュアルの作成等を実施するとともに、必要な整備等を行う。

247・学生及び教職員等の安全確認、安全確保及び防災意識の向上のため、災害発生時における全学的な安全対策マニュアルの作成や防災訓練等を実施する。

16年度は、施設・安全管理企画室を中心に、各部局と連携・協力して安全管理マニュアルの作成、災害時における避難訓練や防災訓練等を企画し、実施する。

248・必要な防犯設備の整備として、建物及び屋外環境における防犯・警備対応の体制を整備する。

16年度は、関係事務部を中心に、各部局と連携・協力して防犯・警備対応体制を整備し、防犯設備の点検等を企画し、実施する。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

136億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延、及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

病院改修及び基幹環境整備並びに臨床検査統合システムに必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額（百万円）	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・青葉山1団地総合研究棟新営 ・片平団地 総合研究棟新営 ・病院 病棟新営 ・病院 基幹・環境整備 ・小規模改修 ・臨床検査統合システム 	総額 11,331	施設整備費補助金(3,914) 船舶建造費補助金(0) 長期借入金(7,417) 国立大学財務・経営センター交付金(0)

2 人事に関する計画

(1) 人事の適正化に関する計画

安全管理、情報システム管理等の業務を効率的・効果的に行うための学外の有識者・専門家の積極的な登用のため、全学的な検討組織を設置して、専門家を必要とする業務分野に関する調査・分析等を行うとともに、可能な業務から速やかに実施する。

教員が独創的な教育研究に従事できる仕組みの充実を図るため、特定のプログラム・施策を全学的にサポートできるような体制の整備に努める。

大学の機能強化に寄与すると判断できる客観的な人事評価システムの確立のため、全学的な検討組織を設置して、インセンティブ付与基準の対象となる事項等の抽出を行い、調査・検討するとともに、必要な準備等を行う。

教員の任期制等の適切な運用により人材の機動的採用を図るため、先端的・学際的領域や期限付きプロジェクト等の任期制導入に関する調査・分析等を行うとともに、可能な事項から逐次実施する。

適切な人件費の管理のため、各部局配置職員数・人件費総枠に関する基本方針の策定に努める。

人件費の有効かつ適切な支出のため、教員の教育負担・教育活動の評価に応じた給与体系の基本方針の策定に着手する。

客観的で納得性のある事務系職員の評価システムの整備のため、事務系職員の人事評価の対象となる事項等の抽出を行い、調査・検討するとともに、必要な準備等を行う。

人的基盤を確固たるものとするため、全学的な検討組織を設置して、事務職員等のキャリア養成システムに関する調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

(2) 事務等の効率化・合理化に関する計画

窓口業務の効率化、予算執行の迅速化、学生サービスの向上を図るため、全学統合情報管理システムに関する具体的な施策を検討するとともに、必要な準備等を行う。

効率化・合理化を推進するため、事務業務等の集約化・アウトソーシングについて調査・検討を進めるとともに、必要な準備等を行う。

(参考1) 平成16年度の常勤職員数 4,443人

(役員及び任期付職員を除く。)

また、任期付職員数の見込みを 544人とする。

(参考2) 平成16年度の人件費総額見込み 46,618百万円

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	54,328
施設整備費補助金	3,914
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	65
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	32,886
授業料及入学金検定料収入	10,204
附属病院収入	22,373
財産処分収入	0
雑収入	309
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	9,504
長期借入金収入	7,417
計	108,114
支 出	
業務費	82,686
教育研究経費	48,234
診療経費	21,340
一般管理費	13,112
施設整備費	11,331
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	9,504
長期借入金償還金	4,593
計	108,114

[人件費の見積り]

期間中総額 46,618百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	100,396
經常費用	100,396
業務費	87,653
教育研究経費	15,784
診療経費	12,458
受託研究費等	7,065
役員人件費	132
教員人件費	30,151
職員人件費	22,063
一般管理費	2,812
財務費用	1,245
雑損	0
減価償却費	8,686
臨時損失	0
収入の部	100,802
經常収益	100,802
運営費交付金	52,784
授業料収益	8,519
入学金収益	1,372
検定料収益	313
附属病院収益	22,373
受託研究費等収益	7,065
寄付金収益	2,257
財務収益	1
雑益	309
資産見返運営費交付金等戻入	124
資産見返寄付金戻入	28
資産見返物品受贈額戻入	5,657
臨時利益	0
純利益	0
総利益	406

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	114,788
業務活動による支出	89,129
投資活動による支出	14,392
財務活動による支出	4,593
翌年度への繰越金	6,674
資金収入	114,788
業務活動による収入	96,718
運営費交付金による収入	54,328
授業料及入学金検定料による収入	10,204
附属病院収入	22,373
受託研究等収入	7,065
寄付金収入	2,439
その他の収入	309
投資活動による収入	3,979
施設費による収入	3,979
その他の収入	0
財務活動による収入	7,417
前年度よりの繰越金	6,674

注) 前年度よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継額(6,674百万円)が含まれている。

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

文学部	人文社会学科	840人
教育学部	教育科学科	290人
法学部	法学科	690人
経済学部	経済学科	540人
	経営学科	540人
理学部	数学科	180人
	物理学科	312人
	宇宙地球物理学科	164人
	化学科	280人
	地圏環境科学科	120人
	地球物質科学科	80人
	生物学科	160人
医学部	医学科	600人
	（うち医師養成に係る分野600人）	
	保健学科	144人
歯学部	歯学科	350人
	（うち歯科医師養成に係る分野350人）	
薬学部	総合薬学科	320人
工学部	機械知能・航空工学科	234人
	電気情報・物理工学科	243人
	化学・バイオ工学科	113人
	材料科学総合学科	113人
	建築・社会環境工学科	107人
	機械知能工学科	169人
	機械電子工学科	200人
	機械航空工学科	171人
	地球工学科	98人
	量子エネルギー工学科	113人
	電気工学科	173人
	通信工学科	131人
	電子工学科	173人
	情報工学科	150人
	応用物理学科	116人
	分子化学工学科	156人
	生物化学工学科	202人
	金属工学科	98人
	材料物性学科	144人
	材料加工学科	114人
	土木工学科	187人
	建築学科	145人
農学部	生物生産科学科	360人
	応用生物化学科	240人
文学研究科	文化科学専攻	112人

			〔 うち前期課程 後期課程	64人 48人
	言語科学専攻	49人	〔 うち前期課程 後期課程	28人 21人
	歴史科学専攻	75人	〔 うち前期課程 後期課程	42人 33人
	人間科学専攻	77人	〔 うち前期課程 後期課程	44人 33人
教育学研究科	総合教育科学専攻	142人	〔 うち前期課程 後期課程	80人 62人
法学研究科	総合法制専攻	56人	〔 うち前期課程 後期課程	28人 28人
	公共法政策専攻	28人	〔 うち前期課程 後期課程	14人 14人
	トランスナショナル法政策専攻	88人	〔 うち前期課程 後期課程	44人 44人
	総合法制専攻（法科大学院）	100人	〔 うち法科大学院課程	100人
	公共法政策専攻（専門職大学院）	30人	〔 うち専門職学位課程	30人
経済学研究科	経済学専攻	84人	〔 うち前期課程 後期課程	48人 36人
	経営学専攻	84人	〔 うち前期課程 後期課程	48人 36人
	現代応用経済科学専攻	63人	〔 うち前期課程 後期課程	36人 27人
理学研究科	数学専攻	130人	〔 うち前期課程 後期課程	76人 54人
	物理学専攻	320人	〔 うち前期課程 後期課程	182人 138人
	天文学専攻	30人	〔 うち前期課程 後期課程	18人 12人
	地球物理学専攻	91人	〔 うち前期課程 後期課程	52人 39人
	化学専攻	231人	〔 うち前期課程 後期課程	132人 99人

医学系研究科	地学専攻	113人	うち前期課程 後期課程	64人 49人
	医科学専攻	616人	うち修士課程 博士課程	40人 576人
	障害科学専攻	92人	うち前期課程 後期課程	56人 36人
歯学研究科	歯科学専攻	190人	うち修士課程 博士課程	6人 184人
薬学研究科	創薬化学専攻	74人	うち前期課程 後期課程	44人 30人
	医療薬科学専攻	65人	うち前期課程 後期課程	38人 27人
	生命薬学専攻	53人	うち前期課程 後期課程	32人 21人
工学研究科	機械システムデザイン工学専攻	123人	うち前期課程 後期課程	70人 53人
	ナノメカニクス専攻	96人	うち前期課程 後期課程	65人 31人
	航空宇宙工学専攻	114人	うち前期課程 後期課程	74人 40人
	地球工学専攻	13人	うち後期課程	13人
	量子エネルギー工学専攻	114人	うち前期課程 後期課程	67人 47人
	電気・通信工学専攻	183人	うち前期課程 後期課程	114人 69人
	電子工学専攻	146人	うち前期課程 後期課程	89人 57人
	応用物理学専攻	96人	うち前期課程 後期課程	58人 38人
	応用化学専攻	64人	うち前期課程 後期課程	40人 24人
	化学工学専攻	83人	うち前期課程 後期課程	53人 30人
	材料科学専攻	10人		

	バイオ工学専攻	46人	{ うち後期課程	10人
			{ うち前期課程	28人
			後期課程	18人
	金属フロンティア工学専攻	75人	{ うち前期課程	42人
			後期課程	33人
	知能デバイス材料学専攻	117人	{ うち前期課程	71人
			後期課程	46人
	材料システム工学専攻	82人	{ うち前期課程	50人
			後期課程	32人
	土木工学専攻	107人	{ うち前期課程	67人
			後期課程	40人
	都市・建築学専攻	101人	{ うち前期課程	65人
			後期課程	36人
	技術社会システム専攻	73人	{ うち前期課程	42人
			後期課程	31人
	バイオロボティクス専攻	90人	{ うち前期課程	64人
			後期課程	26人
農学研究科	資源生物学専攻	104人	{ うち前期課程	70人
			後期課程	34人
	応用生命科学専攻	100人	{ うち前期課程	68人
			後期課程	32人
	生物産業創成科学専攻	82人	{ うち前期課程	56人
			後期課程	26人
	(資源生物学専攻)	14人	{ うち後期課程	14人
	(応用生命科学専攻)	16人	{ うち後期課程	16人
	(資源環境経済学専攻)	4人	{ うち後期課程	4人
	(環境修復生物学専攻)	14人	{ うち後期課程	14人
国際文化研究科	国際地域文化論専攻	65人	{ うち前期課程	30人
			後期課程	35人
	国際文化交流論専攻	88人	{ うち前期課程	40人
			後期課程	48人
	国際文化言語論専攻	48人	{ うち前期課程	26人
			後期課程	22人
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	110人		

生命科学研究所	システム情報科学専攻	97人	<ul style="list-style-type: none"> 〔うち前期課程 62人〕 後期課程 48人〕 	
	人間社会情報科学専攻	104人	<ul style="list-style-type: none"> 〔うち前期課程 56人〕 後期課程 41人〕 	
	応用情報科学専攻	86人	<ul style="list-style-type: none"> 〔うち前期課程 60人〕 後期課程 44人〕 	
	分子生命科学専攻	97人	<ul style="list-style-type: none"> 〔うち前期課程 58人〕 後期課程 39人〕 	
	生命機能科学専攻	127人	<ul style="list-style-type: none"> 〔うち前期課程 76人〕 後期課程 51人〕 	
	生態システム生命科学専攻	129人	<ul style="list-style-type: none"> 〔うち前期課程 78人〕 後期課程 51人〕 	
	環境科学研究所	環境科学専攻	194人	<ul style="list-style-type: none"> 〔うち前期課程 130人〕 後期課程 64人〕
	教育情報学教育部	教育情報学専攻	29人	<ul style="list-style-type: none"> 〔うち前期課程 24人〕 後期課程 5人〕
	医療技術短期大学部	看護学科	160人	
		診療放射線技術学科	80人	
	衛生技術学科	80人		
	専攻科助産学特別専攻	20人		
歯学部附属歯科技工士学校		40人		